令和８年（フ）第２６１号
群馬県伊勢崎市田部井町一丁目1020番地28
債務者　深澤　貴司
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２７８号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町740番地３　プランドールＡ101
債務者　佐野田　弥
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８１号
静岡県沼津市大岡2462番地の１　マモルハイツ101
債務者　渡邉　彩華（旧姓片山）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４０５号
愛知県高浜市向山町六丁目１番地22　悠々荘105号
債務者　松田　正清
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４４０号
愛知県碧南市鷲塚町１丁目100番地１　トヨタ自動車株式会社鷲塚寮331Ａ号室、旧住所愛知県豊川市御津町下佐脇鎌田35番地１　プランドールＡ101号
債務者　小嶌　秀明
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４４１号
愛知県刈谷市恩田町４丁目152番地５　若竹寮35号
債務者　藤岡　末広
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７号
京都府京丹後市峰山町吉原22番地の55
債務者　小谷　明夫
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第５９号
兵庫県加西市北条町北条53番地　ラフェスタ加西923
債務者　西澤　裕基
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第６２号
兵庫県小野市片山町1073番地の１アーバン小野309号
債務者　小笠　俊哉
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２４８号
奈良市右京二丁目２番地　平城第２団地57―304
債務者　谷尾　暁子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５９号
奈良市横井二丁目258番地の12
債務者　岡田　美花
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８６号
香川県さぬき市大川町富田中1648番地　天神団地Ａ―214
債務者　國分　雅美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　大牟田市営勝立住宅　５棟22号、前住所福岡県大牟田市一部町９番地
債務者　島田美智子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１４４２号
東京都羽村市神明台三丁目33番地72レヂオンス羽村101
債務者　長島　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３４６号
代替住所Ａ、住民票上の住所岐阜県可児市広眺ケ丘６丁目92番地
債務者　宮嶋　愛美（旧姓谷村）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８１２号
堺市西区鳳北町４丁177番地　サニーハウス誠105号
債務者　坂田　雅資
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係